第1章

2023年度税制改正のポイント

2023年度税制改正のポイント

2023年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるべく、NISAの抜本的拡充・恒久化等が行われます。また、より公平で中立的な税制の実現に向けて、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入や次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、暦年課税及び相続時精算課税制度の見直し等がされます。

1 所得税・住民税の改正

①相続した居住用不動産（空き家）を売却した場合の3,000万円の特別控除 P.368

家屋の耐震改修又は除却に関する要件が緩和され、特別控除額が一定の場合には2,000万円に縮減される等の措置が講じられた上で、適用期限が4年間延長されます。

②極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化 P.49

高所得者を対象に、その年の申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額に係る所得税額が一定の算式により計算した金額を下回る場合には追加納税額が発生することとなります。

2 資産課税の改正

①相続時精算課税制度の見直し P.328

相続時精算課税制度を選択した場合でも、暦年課税とは別に毎年110万円までは課税されないこととなる等の見直しがされます。

②暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長 P.248

暦年課税による贈与について、相続財産に加算される期間が3年間から7年間に段階的に延長され、延長された4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されないこととなります。

③教育資金の一括贈与非課税制度の見直し及び延長 P.333

契約終了後の残額に対する適用税率が贈与税の一般税率になる等の見直しが行われた上で、適用期限が3年間延長されます。

④結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の見直し及び延長 P.336

契約終了後の残額に対する適用税率が贈与税の一般税率になる見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されます。

3 金融・証券税制の改正

①NISA制度の抜本的拡充・恒久化 P.167

つみたてNISAは「つみたて投資枠」、一般NISAは「成長投資枠」に位置付けが変わり、年間投資上限額が拡大、さらに非課税保有期間が無期限となります。

②スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 P.117

保有株式を売却し、一定の要件を充足するスタートアップ株式をその会社の設立の際に取得した場合、20億円を限度としてその株式の取得に要した金額までは譲渡益が非課税となる等の措置が創設されます。

③エンジェル税制についての拡充及び適用要件等の緩和 P.115

エンジェル税制について、保有株式を売却し、既存の要件に加えてさらに一定の要件を充足するスタートアップ株式を取得した場合に、20億円を限度としてその株式の取得に要した金額までは譲渡益が非課税となる等の拡充及び適用要件等の緩和がされます。